

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市西成区花園南一丁目4番4号		平成26年8月1日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) イズミヤ株式会社 代表取締役 四條 晴也
--	--	--

主たる業種	総合スーパー					細分類番号	5 6 1 1								
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					京都市地球温暖化対策条例施行規則									
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで														
基本方針	平成23~25年度を平均の基準量に、平成28年度の温室効果ガス排出量を3%以上削減する。														
計画を推進するための体制	各店舗で環境責任者を任命し、環境責任者を中心にして省エネの徹底を図る。														
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	増減率									
	事業活動に伴う排出の量	21,174.9 ノートン	21,348.3 ノートン	21,224.3 ノートン	トントン	0.5 パーセント									
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	評価の対象となる排出の量	22,587.4 ノートン	21,348.3 ノートン	21,224.3 ノートン	トントン	-5.8 パーセント									
	実績に対する自己評価	節電対策として、基本照明や内蔵照明、棚下照明のLED化を行い排出量の削減につながっている。													
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	増減率								
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業活動に伴う排出の量 (売場面積×1/1000)	110.50 ノートン	107.20 ノートン	107.00 ノートン	トントン	-3.08 パーセント									
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント								
	実績に対する自己評価														
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	備考										
	73.0 ノートン	73.0 ノートン	73.0 ノートン	73.0 ノートン	パーセント										
具体的な取組及び措置の内容	(26) 年度	照明機器、冷凍・冷ケース、空調の適正な運用管理、及び機器の省エネタイプへの更新促進。新店での省エネ空調及び機器の導入。													
	(27) 年度	照明機器のLED化の推進。新店での省エネ空調及び機器の導入。													
	(28) 年度														
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	基本的には公共交通機関の利用を推進													
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	公共交通機関で可能な通勤時間、エリアについては公共交通機関を利用した													
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	備考										
	森林の保全及び整備によるもの	トントン	0.0 トントン	トントン											
	地域産木材の利用によるもの	トントン	0.0 トントン	トントン											
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トントン	0.0 トントン	トントン											
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トントン	0.0 トントン	トントン											
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トントン	0.0 トントン	トントン											
合計	0.0 トントン	0.0 トントン	0.0 トントン												
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	レジ袋の収益金の半額を排出権(国内クレジット)購入に充て、政府に無償譲渡。H26年度に京-verクレジットの購入を行った。店舗においては、小学生を対象にエコ学習会の実施。														
特記事項	第一計画期間の超過削減量を、第二計画期間の温室効果ガス排出量から次のとおり差し引く。 <table border="1"> <tr> <td>超過削減量</td> <td>第1年度</td> <td>第2年度</td> <td>第3年度</td> </tr> <tr> <td>トントン</td> <td>トントン</td> <td>トントン</td> <td>トントン</td> </tr> </table>							超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度	トントン	トントン	トントン	トントン
超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度												
トントン	トントン	トントン	トントン												

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第63号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。